

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年鹿屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第３に次のように加える。

16	会計年度任用職員（６月以上の任期が定められている職員又は６月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で１年間の勤務日が47日以下である者を除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において別表第６に定める期間
----	--	--------------------

別表第４の３の項事由の欄を次のように改める。

９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等のため次に掲げる理由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること。

イ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

ウ 児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はイに掲げる事由に準ずるもの

エ 入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典

別表第４の４の項中「であつて、６月以上の任期が定められているもの又は６月以上継続勤務しているもの」を削り、同表の８の項を削る。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。